令和３年度
第８回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和３年度８回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年１１月２６日（金）　１３時２９分開会
　　１４時０２分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１９名　欠席委員１名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	議事録署名委員
１５番	黒澤譲治	出席	議事録署名委員
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	森　周一
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
　　議案第３号　農用地の買入協議に係る要請について
　　議案第４号　現況証明願について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和３年度第８回農業委員会総会を開催いたします。

本日、5番、平岡博委員は所用のため、欠席する旨の届け出がございました。

よって、委員20名中、19名が出席しており、会議は成立しております。

また、今回も議案説明におきましては、議事進行を円滑かつ迅速に行うため、引き続き、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきたいと思いますので、ご了承願います。会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、ご苦労様です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、14番、平岡日出男委員、15番、黒澤委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和３年度第７回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：30）
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 2 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞから 2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
なお、整理番号 11 の被相続人は△△△△さん、整理番号 12 の被相続人は△△△△さんです。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）】

議　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号、専決処分の報告についてをご説明いたします。
本日配布しております議案書 3ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。

本件は、現在病気療養中である管理課△△△△、△△△△について、令和3年11月1日付けで、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして、休職発令の更新をしたものでございます。事務局からは以上です。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第6、協議の部に入ります。（13：32）
はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第1号について、ご説明申し上げます。
議案書4ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が1件です。
当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞから8ﾍﾟｰｼﾞに、議案第1号資料として地番図、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号14は、新規就農者の△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
土地の所在等につきましては、議案書4ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号14は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号14について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農地小委員会委員長から農地小委員会の審議内容について報告願います。

宮澤委員長　　11月11日に、令和3年度第2回農地小委員会を開催し、議案第1号、整理番号14に係る新規就農者の権利取得について、審議を行ったので報告します。

当案件については、新規就農者である△△△△さんから、営農を始めるきっかけや営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。

その結果、営農計画に一部、修正を要する点がありましたが、その後、適正に修正されており、本人の営農への意欲も十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

川端委員　　△△さんは△△△△にお勤めですが、農地取得後は、お仕事から離れるのかどうかを教えてください。

事務局　　△△△△を退職するかどうかということであれば、退職されないです。

川端委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号についてご説明申し上げます。
議案書 5ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
当日配布資料の 9ﾍﾟｰｼﾞから 10ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として地番図等を添付しております。
今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件です。
整理番号 6 は、議案第 1 号整理番号 14 で農地法第 3 条による申請を許可された△△さんの営農に必要な農家住宅を建築する転用案件となります。
転用を行う土地の所在等は議案書 5ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
農地区分については、概ね 10ha 以上の集団的農地であり、かつ、高性能農業機械による営農が可能な農地のため、甲種農地に区分されます。甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅の建築については、例外許可事由に該当します。
なお、本件につきましては 30ａ以下の農家住宅への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。
以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　農用地の買入協議に係る要請について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転あっせん申出のあった次の農用地について、同法第 16 条に基づく農用地の買入協議に係る千歳市長への要請について審議意見を求めます。
当日配付資料の 11ﾍﾟｰｼﾞから 12ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 3 号資料として、地番図、航空写真、ﾌﾛｰ図をお配りしておりますので、合わせてご確認願います。
今月の所有権移転あっせん申出件数は 1 件となります。
整理番号 2、申出日は令和 3 年 11 月 12 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書 6ﾍﾟｰｼﾞの通りです
なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。
以上、整理番号 2 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について、地区委員の私から補足説明をいたします。

整理番号 2 における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。
整理番号 2 の△△さんは経営規模縮小を行っており、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。
以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですの

で、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　この土地は今の時点では、△△さんが農業経営している土地なのですか。

事　　務　　局　　以前から、買受予定者の△△さんが借りております。
その契約が今月末で終了します。

平　沖　委　員　　あっせんということで、単価が□□円ですが、普通売買だともっと高いのですか。

事　　務　　局　　今回の新川地区の過去の売買実例、直近 4 年間の平均だと、□□円ですので、あまり離れてはいないと思います。

平　沖　委　員　　今までの土地の賃貸は、幌加とか新川は結構、□□～□□円、□□円、そのような金額だったと記憶していますが、売るとなるとその金額なのですか。

事　　務　　局　　使うよりは安くなります。都、長都よりは安いです。

平　沖　委　員　　それは、土地の条件が悪いということではないのですか。

事　　務　　局　　そうですね。

平　沖　委　員　　土地条件は問題ないのですね。
分かりました。ありがとうございます。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第４号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第 4 号、現況証明願についてを議題といたします。
まず、整理番号 12 について、事務局より、説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。
議案書 7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の現況証明願は 3 件であります。
当日配布資料の 13ﾍﾟｰｼﾞから 21ﾍﾟｰｼﾞに議案第 4 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に、整理番号 12、現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。
当該地は、登記簿の地目は畑ですが、農地台帳上の現況が山林で、非農地となっている土地であり、平成 16 年に現在の所有者が相続を受けています。
登記簿によると昭和 50 年に登記地目を原野から畑に変更していますが、現在の所有者である△△△△さんによると、自家消費用の家庭菜園や、他人が家庭菜園用に一部開墾したほかは、営利を目的とした農地利用はしたことがないとのことでありました。
今般、太陽光発電事業を行う法人が当該地を利用するにあたり、購入を希望したため、土地所有者から現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は雑木及び雑草が茂り、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号 12 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

樋　口　委　員　　11 月 16 日に、私のほか、遠藤委員、高橋委員及び事務局により、整理番号 12 について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、雑木及び雑草が茂っている状態でありました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外、として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

藤　田　委　員　　13ﾍﾟｰｼﾞの航空写真を見る限り、畑として使っている部分が一部あるように見えるのですが、最近の写真ではないので分からないですよね。

事　　務　　局　　この航空写真は平成30年の航空写真なのですが、現地を確認したところ、耕作しているようには見受けられませんでした。
先ほど事務局から説明させていただいた通り、△△さん自身の自家消費用家庭菜園として利用していたことがあるのと、西側は耕作している様子は見受けられませんでした。他人の方に頼まれて開墾させたことは、過去にはあるようです。
その後は、このような形で残っていると判断しております。
東側については、△△さんの家庭菜園ということで、農地台帳上は山林でありますことから非農地と判断して、構わないと捉えています。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

宮　澤　委　員　　13ﾍﾟｰｼﾞの航空写真なのですが、○○○○番地は畑なのですか。

樋　口　委　員　　今、お話しのあった、○○○○番地は耕作しておりません。
郊外の方が家庭菜園として使っていたのですが、高齢になって通ってこられない状態で、ここ10年はなにも耕作されておりません。

宮　澤　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他になければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
次に整理番号 13 について事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号 13、現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。
当該地番は、昭和 52 年に近接地に住居を新築した際に、登記地目を原野から宅地に変えておりますが、農地台帳上の現況地目は畑となっています。
しかしながら、畑であったのは、〇〇〇〇の南東側の一部であり、ここを除き、農地として利用したことはないと伺っております。今般、当該地番における、この農地利用があった南東側の部分を除いた箇所について、所有者が売却する意向をもっており、現況地目を整理するため、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は狭小地のうえ、雑草が茂り、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号 13 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

樋　口　委　員　　11 月 16 日に、私のほか、遠藤委員、高橋委員及び事務局により、整理番号 13 について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、雑草が茂っておりました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他になければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
次に整理番号 14 については、議事参与の制限の規定により、平沖会長職務代理者と議長を交代し、私は退席いたします。
暫時休憩します。（13：54）

（●●退席、議長交代）

会長職務代理者　　再開します。（13：54）
事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、整理番号 14、現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。
願出地のうち、新川○○○○は○○○○から、○○○○は○○○○からそれぞれ分筆した土地で、分筆前の○○○○は、農地台帳上の現況が一部宅地であり、同じく、○○○○も、その地番の現況の一部が宅地で、の土地内の多くの既存建物がこの宅地部分に含まれていますが、いずれも転用許可の履歴がなく、農地台帳の基になっている課税台帳の資料によると、○○○○内の一部宅地面積が○○○○内の宅地面積として計上されており、また、両地には、宅地として計上されていない住居、○○小屋及び○○○○があるなど、それぞれの旧地番内の当該宅地部分の位置及び面積を確定させるのは困難となっていました。
このたび、この旧地番の新川○○○○内に、令和 4 年に農家住宅を新築する計画があり、新川○○○○及び○○○○から、農業用倉庫などが立っている宅地部分をそれぞれ分筆し、現況地目を整理したうえで、地目変更登記をするため、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は農業用倉庫、住宅及びその敷地、防風林などとして利用されており、農地利用は困難と判断されたため、

農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
　以上、整理番号 14 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

会長職務代理者　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

遠　藤　委　員　　11 月 16 日に、私のほか、樋口委員、高橋委員及び事務局により、整理番号 14 について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、住宅及び農業用施設として利用されており、農地利用はありませんでした。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です。

会長職務代理者　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

会長職務代理者　　他になければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長職務代理者　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
　●●の退席を解きます。
　暫時休憩します。（13：58）

（●●入室、議長交代）

議　　長　　再開します。（13：59）

　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。

口　頭　　北海道女性農業委員等通信の配布について
農業委員会だより大地34号の配布について
第1回農業者年金加入推進班会議の開催について
農業者年金受給者説明会の開催について
2022年農業委員手帳の配布について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：02　閉会）